

埼玉県公安委員会規程第8号

自動車運転代行業に係る営業停止命令等に関する規程を次のように定める。

平成14年5月31日

埼玉県公安委員会委員長

自動車運転代行業に係る営業停止命令等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号。以下「法」という。）及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令（平成14年政令第26号。以下「政令」という。）に基づく行政処分の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(報告)

第2条 交通部交通総務課長及び同部交通指導課長並びに警察署長は、法第7条第1項、法第22条第1項、第23条第1項及び第24条第1項の規定に該当する事案を認知したときは、当該処分に必要な事項を速やかに埼玉県警察本部長（以下「本部長」という。）に報告しなければならない。

(上申)

第3条 本部長は、前条の報告を受けたときは、必要な事項を調査し、速やかに埼玉県公安委員会に上申しなければならない。

(処分基準)

第4条 法第23条第1項又は第25条2項第2号の規定による営業停止命令、法第22条第1項又は第25条第2項第1号の規定による指示等の処分基準は、自動車運転代行業の営業停止命令等の基準（別記）のとおりとする。

(本部長への委任)

第5条 この規程を実施するため必要な細目的事項は、本部長が定める。

附 則

この規程は、平成14年6月1日から施行する。

附 則（平成14年6月25日公安委員会規程第9号）

この規程は、平成14年7月1日から施行する。

附 則（平成18年5月26日公安委員会規程第17号）

(施行期日)

1 この規程は、平成18年6月1日から施行する。

(自動車の使用制限等に関する規程の一部改正に伴う経過措置)

2 この規程の施行前に、道路交通法の一部を改正する法律（平成16年法律第90号。以下「改正法」という。）第3条の規定による改正前の道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「旧法」という。）第51条の4（旧法第75条の8第3項において準用する場合を含む。）の規定により行われた指示（以下「旧法により行われた放置車両の使用者に対する指示」という。）に係る車両につき、旧法第75条第1項第7号に掲げる行為（以下「放置行為」という。）が行われた場合の使用制限に係る取扱いについては、第2条による改正後の自動車の使用制限等に関する規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この規程の施行前に、改正法附則第20条の規定による改正前の自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第19条第1項の規定により読み替えて適用される旧法により行われた放置車両の使用者に対する指示に係る車両につき、放置行為が行われた場合（自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第2条第6項に規定する代行運転自動車又は同条第7項に規定する随伴用自動車の運転者により行われた場合を除く。）については、第2条による改正後の自動車の使用制限等に関する規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成20年3月25日公安委員会規程第2号）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月20日公安委員会規程第1号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

前歴の回数	累積点数	期間 (t)
なし	4点・5点・6点	30日
	7点・8点・9点	60日
	10点・11点・12点	90日
	13点以上	120日
1回	3点・4点・5点	30日
	6点・7点・8点	60日
	9点・10点・11点	90日
	12点・13点・14点	120日
	15点以上	150日
2回以上	2点・3点・4点	30日
	5点・6点・7点	60日
	8点・9点・10点	90日
	11点・12点・13点	120日
	14点・15点・16点	150日
	17点以上	180日

前歴の回数	累積点数	期間 (t)
なし	1点・2点・3点	30日
1回	1点・2点	
2回以上	1点	

項	行 為	備 考
1	○ 運転代行業に関し読替え後の道路交通法第75条第1項第1号から第4号まで及び第7号の規定に違反する行為	○ 下命容認行為の禁止違反
	○ 法第10条の規定に違反する行為	○ 名義貸し禁止違反
2	○ 法第22条第1項若しくは第2項又は第25条第2項第1号の規定による指示に違反する行為	○ 法の指示違反
	○ 運転代行業に関し読替え後の道路交通法第22条の2第1項又は第66条の2第1項の規定による指示に違反する行為	○ 読替え後の道路交通法の規定による指示違反
3	○ 法第5条第1項の規定に違反する行為	○ 申請書等虚偽記載
	○ 法第6条第の規定に違反する行為	○ 認定証掲示義務違反
	○ 法第8条第1項に規定に違反する行為	○ 変更届出義務違反
	○ 法第9条第1項に規定に違反する行為	○ 認定証返納義務違反
	○ 法第14条第2項の規定に違反する行為	○ 運転代行業業務従事違反
	○ 法第16条の規定に違反する行為	○ 代行運転自動車標識表示義務違反
	○ 運転代行業に関し読替え後の道路交通法第74条の3第1項の規定に違反する行為	○ 安全運転管理者未選任
	○ 運転代行業に関し読替え後の道路交通法第74条の3第2項の規定に違反する行為	○ 安全運転管理者業務不履行
	○ 運転代行業に関し読替え後の道路交通法第74条の3第4項の規定に違反する行為	○ 副安全運転管理者未選任
	○ 運転代行業に関し読替え後の道路交通法第74条の3第7項の規定に違反する行為	○ 権限付与義務違反
	○ 運転代行業に関し読替え後の道路交通法第74条の3第8項の規定に違反する行為	○ 安全運転管理者講習受講義務違反
	○ 法第20条第1項の規定に違反する行為	○ 帳簿等備え付け義務違反
4	○ 法第21条第1項の規定に違反して報告をせず、若しくは資料の提出をせず、若しくは同項の規定による報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避する行為	○ 立入検査拒否等
	○ 運転代行業に関し読替え後の道路交通法第75条第1項第7号に掲げる行為	○ 駐停車違反

別表第4

駐停車違反行為に係る指示の具体例

運転代行業務従事者その他の従業員に対して、駐停車に関する法令を遵守させるために必要な指導又は交通安全教育を一定時間以上行うべきこと。

運転代行業務従事者に対して、一定時間、待機場所等に関する記録を作成させ提出させるべきこと。

一定の期間、営業所に駐車記録簿を備えて、営業所の安全運転管理者に必要な記載をさせるべきこと。

一定の期間、随伴用自動車内の見やすい場所に、駐停車違反行為を行ってはならない旨を記載した標章等を取りつけておくべきこと。

あらかじめ客待ちの際の待機駐車を定めておき、それを運転代行業務従事者に周知徹底すべきこと。